

被改正法令（改正される法令）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

公布日：平成 27 年 11 月 11 日

施行日：水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日
平成 29 年 10 月 1 日

【水銀廃棄物】

「水銀に関する水俣条約」の採択（平成 25 年 10 月）を受けた中央環境審議会の答申「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」（平成 27 年 2 月 6 日）を踏まえ、廃水銀等を特別管理廃棄物に指定し、その処理基準を強化するとともに、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準等を追加する改正が行われました。

1 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物に、廃水銀（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものに限る。）及び当該廃水銀を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を追加する。（第 1 条関係）

2 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物に、廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものをいう。）及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を追加する。（第 2 条の 4 関係）

3 特別管理一般廃棄物の処理基準

（１）水銀処理物（上記 1 に掲げる廃水銀を処分するために処理したもの（上記 1 の環境省令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。）の埋立処分を行う場合には、次によること。（第 3 条第 3 号関係）

水面埋立処分を行ってはならないこと。

水銀処理物（水銀の溶出についての基準であって環境省令で定めるものに適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

以外の水銀処理物の埋立処分を行う場合には、第 3 条第 3 号ロによるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。

（２）上記 1 に掲げる廃水銀の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬することとし、当該廃水銀を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。また、当該廃水銀廃棄物の処分又は再生を行う場合には、当該廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。（第 4 条の 2 第 1 号・第 2 号関係）

4 特別管理産業廃棄物の処理基準

（１）水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することとし、水銀使用製品産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。（第 6 条第 1 項第 1 号関係）

（２）水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであって、環境省令で定めるものをいう。）の処分又は再生を行う場合には、次によること。（第 6 条第 1 項第 2 号関係）

水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が一定以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。

水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(3) 水銀使用製品産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。

(第 6 条第 1 項第 3 号関係)

(4) 廃水銀等の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬することとし、当該廃水銀を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。(第 6 条の 5 第 1 項第 1 号関係)

(5) 第 2 条の 4 第 5 号へ、チ(1)又はル(1)に掲げる廃棄物であって環境省令で定めるものの処分又は再生は、上記(2)の 及び の規定の例によること。(第 6 条の 5 第 1 項第 2 号関係)

(6) 廃水銀等の埋立処分を行う場合には、次によること。(第 6 条の 5 第 1 項第 3 号関係)

廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。) の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより硫化し、及び固型化すること。

廃水銀等を処分するために処理したものは、水面埋立処分を行ってはならないこととし、廃水銀等を処分するために処理したもの(に掲げるものを除く。) の埋立処分を行う場合には、第 6 条の 5 第 1 項第 3 号ハによるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。

(7) 廃水銀等の硫化施設を産業廃棄物処理施設に追加し、縦覧等を要する産業廃棄物処理施設とする。(第 7 条関係)

5 施行期日

廃水銀等の特別管理廃棄物への指定及びその収集運搬基準については水俣条約の発効日又は平成 2 8 年 4 月 1 日のいずれか早い日から、廃水銀等の硫化・固型化の基準並びに水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準については平成 2 9 年 1 0 月 1 日から、それぞれ施行する。

関連業種： 食料品 ， 他製造 ， 建設 ， 運輸 ， 廃棄物処理 ， 法務 ， 協同組合 ， 公務 ， その他